

# 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の納税額の特例措置

インボイス制度を機に免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、令和5年10月1日から約3年間の課税期間、売上税額の2割を納税額とすることができます。

## 👍 対象期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告までが対象

## 👍 納税額の計算例

売上：700万円（消費税額70万円）

経費：300万円（消費税額30万円） ※サービス業 の場合

### 本則課税の場合

$$70\text{万円} - 30\text{万円} = 40\text{万円}$$

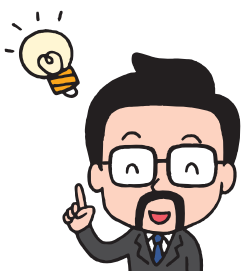
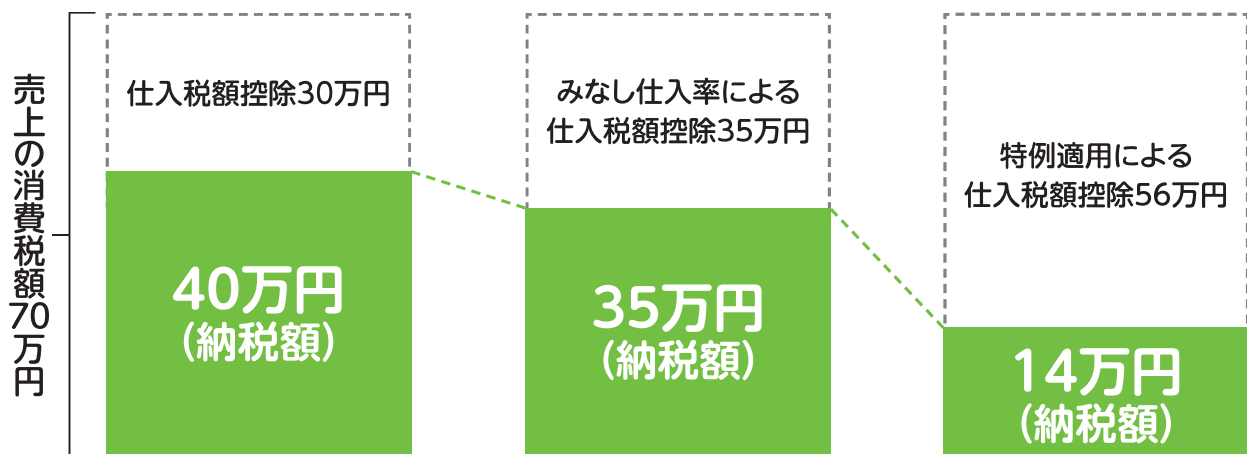
### 簡易課税の場合

$$70\text{万円} - 35\text{万円}^* = 35\text{万円}$$

※サービス業のみなし仕入率は50%のため、70万円×50%  
※20ページ参照

### 特例の場合

$$70\text{万円} \times 2\text{割} = 14\text{万円}$$



この特例を適用すれば、売上・収入を税率（8%・10%）ごとに把握するだけで申告書が作成できます。  
事前の届出も不要です。確定申告の時に特例を適用するかどうかを選択して、確定申告書に記載すればOKです。

